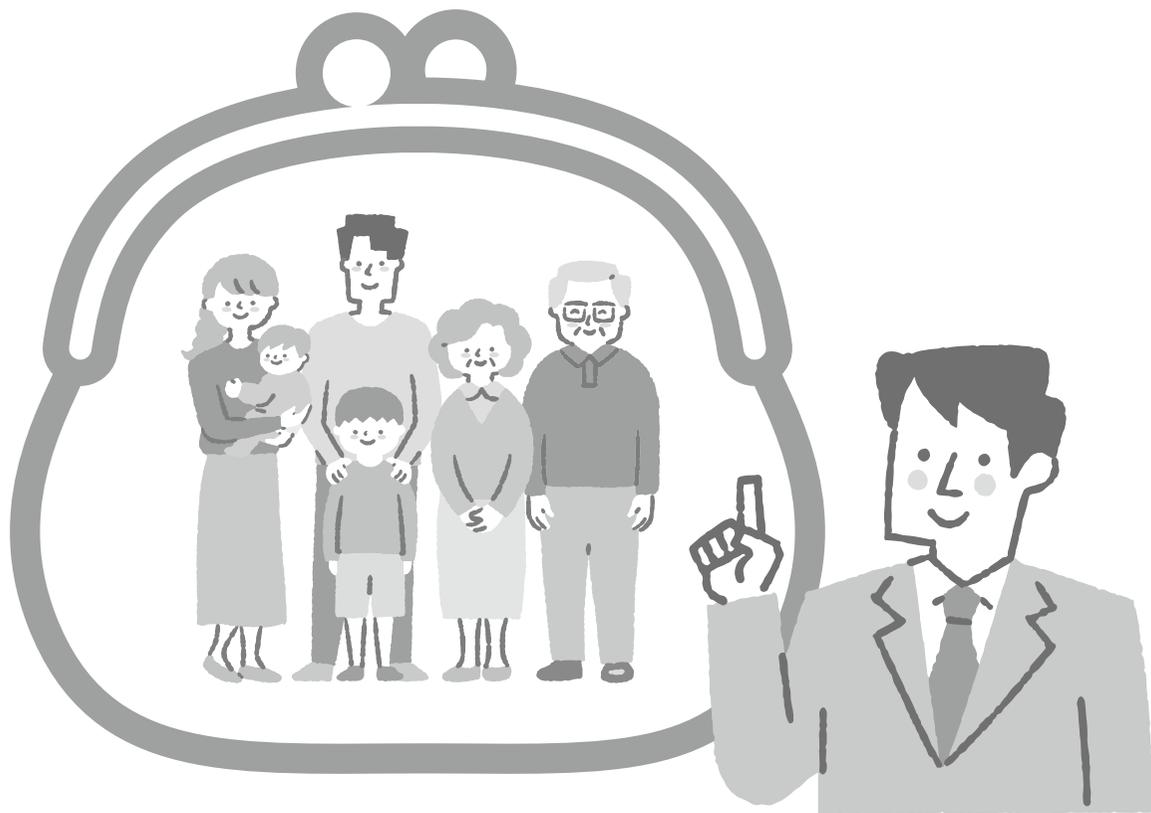


特別企画

定額減税開始!

お客様ケース別・ アドバイスのポイント

執筆 坂本 政史 公認会計士・税理士



2024年6月、定額減税が実施されます。今回の実施内容は、お客様によって減税額や減税方法が異なります。そこで本特別企画では、定額減税の概要やケース別のポイントについて解説します。なお、税額計算や個別具体的な税務相談は税理士法に抵触する可能性がありますので、取扱いには十分留意してください。

定額減税の概要や 背景について 理解しよう

ここでは定額減税の概要や背景、減税方法や住宅ローン控除やふるさと納税への影響などについて解説します。

1 定額減税の概要

定額減税とは、所得税及び個人住民税から一定額を控除する制度です。納税者本人と配偶者を含めた扶養家族1人につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の減税が行われます。

2 背景

令和5年11月に取りまとめられた「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、賃金上昇が物価高に追いついていない状況を考慮して、令和6年度税制改正によりこの定額減税が実施されることになりました。これは、国民の可処分所得を増加させ、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年にかぎり実施されます。

3 対象者

定額減税の対象者は国内居住者に限定され、高額所得者は対

象外です。具体的には、令和6

年分の所得税または令和6年度
の個人住民税（所得割）を納税
する者のうち、合計所得金額が
1805万円以下（給与所得の
みの場合、年収2000万円以
下）の国内居住者が対象となり
ます（**図表**）。また、定額減税
額の計算で納税者本人に加える
対象者はその納税者と生計を共
にする配偶者と扶養親族で、合
計所得金額が48万円以下（給与
所得のみの場合は年収103万
円以下）の国内居住者です。

4 減税方法

減税方法については、所得の
種類によって異なります。

所得税の定額減税では、令和
6年分の合計所得金額を、個人
住民税の定額減税では、令和5
年分の合計所得金額をもとに、
対象者と減税額の計算対象者が
判定されます。個人住民税は、
前年の所得を基準に課税される
ため、判定時期が異なります。

● 給与所得者

給与所得者の場合、所得税の
定額減税については、令和6年
6月以後の給与等（賞与含む）
の源泉徴収税額から減税額が控
除されます。6月に控除しきれ
なかった減税額は、7月以降の
給与等の源泉徴収税額から順次
控除されます。年間の合計所得
金額が1805万円を超えると
見込まれる方であっても、令和
6年6月以後の給与等に係る源
泉徴収においては、一律に減税
額が控除され、最終的な年間の
所得税額と減税額との精算は、
年末調整や確定申告で行われま
す。

一方、給与所得者の個人住民
税については、通常6月の給与
から差し引かれます。これを特
別徴収といいますが、令和6年
は、定額減税のために徴収方法
が変更されます。個人住民税の
年税額から減税額を控除し、そ
の残額を令和6年7月から翌年
の5月までの11ヵ月で均等に分